

2025年10月28日
国立大学法人九州大学

アセットオーナー・プリンシブルの受け入れについて

国立大学法人九州大学（以下、「本学」という。）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシブル）に賛同し、受け入れることを表明します。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

【運用目的】

本学は、本学の資金の運用に係るリスクを適切に管理し、中長期的な観点から資金を安全かつ効率的に運用することにより、本学の中長期的な財政基盤の強化を図ると共に将来の教育研究の発展に資することを運用の目的としています。

【運用目標】

本学は、将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性を確保することを運用の目標としています。

【運用方針】

運用にあたっては、流動性を十分確保することとしています。また、運用の目的を達成するために、分散投資に努めるとともに、中長期的な観点から運用対象資産の基本ポートフォリオを策定し、資産配分を維持するよう努めることとしています。なお、基本ポートフォリオは毎年度検証し、必要に応じて見直しを図ることとしています。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

【運用体制】

投資担当とリスク管理担当を財務部（第1線）が担い、監査担当（第2線）が当該業務を監査する2線防衛線体制を構築するとともに、業務執行から独立した立場にある監事や会計監査人から監査を受けることにより、本学全体の内部統制の運用及び業務運営の適正性を確保しています。

また、資金運用に係る意思決定を行うため資金運用の実務経験を有する学外有識者が参画する資金運用管理委員会を設置し、資金運用管理方針や資金運用計画の策定、運用実績の分析・検証、運用リスクの監視等を担っています。

なお、運用体制については、運用原資の拡大と併せて段階的に強化していくこととしており、将来的には投資部門（第1線）及びリスク管理部門（第2線）が業務運営上の牽制関係を構築し、さらに独立した内部監査部門（第3線）がこれを監査する三線防衛によるガバナンス体制の確立を目指します。

【人材確保】

運用目標の達成に必要な専門性等の資質・能力を有する優れた人材を確保・育成するため、中長期的な観点で必要な人材確保に関する施策を進めます。

また、適宜外部人材を活用するとともに、内部職員については研修等を通じて専門人材を育成するなど、人材育成体制の充実を図ります。

なお、運用原資の拡大に併せ、資金運用体制の更なる強化を図ります。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

【運用方法の選択】

本学は、基本ポートフォリオに基づく運用を基本とし、投資規律を遵守し、乖離許容幅の範囲でリバランスを適切に実行するとともに、長期的に安定したリスク調整後リターン向上の実現により、可能な限りダウンサイドリスクを抑え、リターン向上を図ることとしています。

また、長期的に資産間の分散効果を利用しつつ、長期的かつ安定的に国内外の経済全体の成長を運用益に結び付けていくため、グローバル投資を積極的に推進することとしています。

運用にあたっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用するとともに、オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性、収益性、個別性、取引コスト、情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、十分に検討した上で取組を進めることとしています。

【リスク管理】

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用受託機関等からの報告等に基づき、運用資産全体、資産種類、運用手法等の視点から市場リスク、信用リスク、流動性リスクや業務運営上のリスク等の各種リスクについてそれぞれの特性に応じ複層的にモニタリングを行うこととしています。

【運用委託先の選定】

定量評価と定性評価の組み合わせにより選定することが適した運用商品については、金融機関からの提案を踏まえ、資金運用管理委員会の議を経て委員長が選定することとしています。なお、運用委託先の選定に際しては、投資哲学、運用体制、運用実績、手数料等を総合的に勘案しています。

また、原則として毎年度、運用委託先の評価を行うこととしており、評価の結果、必要があると認める場合、基本ポートフォリオの変更や信託金額の変更契約の解除等を行うこととしています。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

【情報提供】

本学は、運用実績の推移や資金運用に係る委員会の開催状況等の情報を本学ウェブサイトで半年毎に公表するとともに、保有する金融商品の銘柄を財務諸表において開示しています。

引き続き、ステークホルダーへの説明責任を適切に果たせるよう、情報公開の充実や効果的な情報発信に努めます。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

【スチュワードシップ活動】

運用目的の下で、中長期的な観点から適切にリスク管理を行いつつ運用目標を達成するため、スチュワードシップ責任を果たすための活動（利益相反の管理、建設的対話、議決権行使等）を推進しています。なお、この取組は、運用受託機関等を通じた対応を基本としつつ、債券の自家運用に際して、債券の発行体との面会を通じて、建設的な対話を行う等の取り組みをしています。